

住民が創り育てる“むらの憲法”

佐井村むらづくり基本条例の概要



むらづくり基本条例は、『自分たちのむらのことを自分たちで考えて決めていく』ための基本的なルールです。この条例の内容は、住民が主役となった自治（住民自治）を実現するため、住民、村長、議員及び職員の4者における村政運営の基本的な仕組みなどについてまとめた内容となっています。

村としては、住民の方々による組織「佐井村むらづくり基本条例案検討委員会」により約半年間かけて検討いただいた内容をもとに条例案を作成しており、広く住民の皆さんのご意見をお聴きして上で村の案をとりまとめ、平成19年6月定例議会に条例提案を行い、村議会での審議を経て可決され、“佐井村むらづくり基本条例”が誕生しました。

村が定める最高位の条例となり「むらの憲法」として位置付けられることから、住民の皆さんもご一読いただき、条例の意義や概要についてご理解ください。

佐 井 村